

令和8年（行コ）第5号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求控訴事件

控訴人 能條桃子他5名

被控訴人 国

第13準備書面  
(控訴理由書の補充書面)

2026年3月19日

東京高等裁判所第1民事部ホ-B1係 御中

控訴人ら代理人弁護士 戸田善 林

同 井桁大 介

同 谷口太 規

同 亀石倫 子

同 西 愛 礼

同 向井佑 里

控訴人らは、以下のとおり、①控訴人らに被選挙権が保障されていること及び②原判決が採用した判断枠組みが誤りであることについて、控訴理由を補充する。

## 第1 控訴人らに被選挙権が保障されているとの主張の補充

控訴人らには具体的な被選挙権が憲法上保障されている。本件各規定は、憲法上の権利を直接制約（剥奪）するものである。

控訴人らは、このことを原審において詳細に主張した（原審原告第10準備書面17～18頁、原審原告第13準備書面7～12頁参照）。

しかし、原判決は、憲法上、控訴人らに被選挙権が具体的に保障されているかにつき、判断をしなかった。

控訴人らは、控訴理由書において、原判決には判断の遺脱があるとの主張を行った上、控訴審における追加的な主張として、住民自治の観点から被選挙権の憲法的保障が控訴人らに及ぶことにつき主張を補充した（控訴理由書5～8頁）。

以下では、これに加えて、①外国人参政権に関する最高裁判例等に基づく主張、②憲法15条1項の制定過程の議論に関する主張を補充することにより、憲法上、控訴人らに被選挙権が具体的に保障されていることを一層明らかにする。

### 1 最高裁判例は日本国民であることのみを公務就任の要件としていること

控訴人らの被選挙権が憲法15条1項や国民主権原理から保障されることにつき、原審で主張した判例等に加え、新たに、外国人参政権に関する最高裁判例やこれらの調査官解説からも裏付けられることを主張として補充する。

最大判平成17年1月26日民集59巻1号128頁（以下「平成17年1月最大判」という。）は、韓国籍の特別永住者で東京都に保健師として勤務していた原告が、東京都人事委員会の管理職選考試験につき日本国籍を有しないことを理由に受験を認められなかったため、国家賠償請求等を提起した事案の上告審である。最高裁は、公権力行使等地方公務員への公務就任権について「公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容

を定め、あるいはこれらに事実上大きな影響を及ぼすなど、住民の生活に直接間接に重大なかわりを有する」ため「国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること（憲法1条、15条1項参照）に照らし、原則として日本の国籍を有する者が…就任することが想定されて」いるとした。

同最大判の担当調査官は、外国籍者に公務員就任権を否定することの裏返しとして、日本国籍者に参政権が保障されることの実質的な意味について、憲法43条、44条、憲法前文、1条、15条1項等が規定する「統治の在り方に関する基本原則」を通じて、「国民主権の原理に基づき主権者である国民にとって国家機関及び地方公共団体の機関が行う統治作用を受け入れることのできる正統性の枠組み」を示しているとした上で、この正統性の枠組みは「①国民による国会議員の平等な選挙並びに住民による地方公共団体の長及びその議会の議員の平等、かつ、直接的な選挙と、②憲法が国民に対して上記の公務員に就任し得る資格を平等に認めていること」をその内容とし、「国民に対して統治作用を行う公務員を平等な選挙によって選ぶことができることとすると共に、国民自らが上記の公務員に就任することができる機会を保障」することで統治行為の正統性が確保されるとしている（甲B86：高世三郎「最高裁判所判例解説民事篇」平成17年度（上）65～67頁。下線部は引用者）。国民主権に基づく統治作用の根幹的な要素として、選挙による選出とともに、自らが公務員に就任することができる機会の保障が強調されているのである。

同最大判の泉徳治裁判官反対意見も、「国民主権は、国家権力である立法権・行政権・司法権を包含する統治権の行使の主体が国民であること、すなわち、統治権を行使する主体が、統治権の行使の客体である国民と同じ自国民であること（これを便宜上「自己統治の原理」と呼ぶこととする。）」を要請するとして、同趣旨の説明を行っている（下線部は引用者）。

このように、国民主権原理の下で主権者たる国民が国家の統治作用の負担を

受け入れるために、その負担に見合う正統性が付与されることが要請されており、その正統性を基礎付けるものとして、憲法15条1項は国民に対して、「選ぶ権利」と「選ばれる権利」の双方を保障していると解される。

したがって、平成17年1月最大判が公務就任のための要件として国籍以外に特別な要件を課していないのは、国民主権原理に基づく統治の正統性の観点から、全ての日本国民に公務就任の機会が保障されるべきことを前提とするものにほかならない。このことは、被選挙権についても同様であり、その保障は日本国民である控訴人らに当然に及ぶ。

## 2 国民主権及び選挙権に関する憲法制定時の議論からも、日本国民に被選挙権が保障されること

控訴人らの被選挙権が憲法15条1項及び国民主権原理により保障されることについて、憲法15条1項の制定過程における議論からも裏付けられることを主張として補充する。

昭和43年最大判は、被選挙権と選挙権は表裏一体の権利であり、被選挙権に対する不当な制約は、国民の選挙権の制約につながるとし、両権利の同質性・不可分性を肯定した（昭和43年最大判。控訴理由書23～24頁）。このような選挙権と被選挙権の関係に照らせば、被選挙権の保障範囲を確定するに当たっては、選挙権の性質に関する議論を参照すべきである。

憲法15条1項は、国民の選定罷免権は「国民固有の権利」と規定する。「国民固有の権利」という文言が新憲法で明記された趣旨について、憲法制定過程の議論では、公務員の地位や権力の源泉が「国民全体」に存するという「一番の根源の姿」についての理論的根拠（甲B87：清水伸編著『逐条日本国憲法審議録 第二巻』（有斐閣、1962年）338～339頁）、すなわち国民主権原理を明示する点にその意義があるとされている。そして、その性質は「どう手離そうと思っても、手離せないものとなって、何時とはなしに

そこへ戻っていくもの」（前掲清水339～340頁）であると説明された。

主権の源泉及び究極的権威が国民全体に存するものであるからこそ、公務員の選定罷免権は日本国民であれば当然に有する「固有の権利」として「手離そうと思っても、手離せない」性質を有するものと理解されたのである。

この理は、選挙権と表裏の基本的人権として同じく憲法15条1項により保障される被選挙権にも妥当する。すなわち、両権利の表裏一体性に照らせば、被選挙権は、選挙権と同様に、国民主権原理に基づき日本国民という地位と結合した「手離そうと思っても、手離せない」権利として、全ての日本国民に保障されるものと解される。今日の学説も同趣旨である（甲B5：辻村みよ子『憲法（第7版）』315頁（日本評論社、2021年）、甲B6：青柳幸一『憲法上の権利としての立候補の権利』慶應義塾創立百二十五年記念論文集84～85頁（慶應義塾大学法学部、1983年））。

したがって、被選挙権の保障は日本国民である控訴人らに対しても当然に及ぶ。

### 3 小括

以上のとおり、上記最高裁判決が示した憲法15条1項の趣旨や国民主権と統治行為の正統性に関する議論や、15条1項の制定過程の議論等から、被選挙権は憲法15条1項によって全ての日本国民に対して保障され、控訴人らにも当然にその保障が及ぶ。

## 第2 原判決が採用した判断枠組みの誤りに関する主張の補充

本件各規定の憲法適合性審査が厳格に行われるべきことを基礎付ける事情として、①原判決が、被選挙権の重要性を看過した点、②被選挙権制限については憲法44条但書非列举事由を理由に広範な立法裁量を認めた原判決の判断が誤っている点の2点について、主張を補充する。

## 1 被選挙権の重要性を看過した原判決の誤り

### (1) 被選挙権は、国家統治の正統性の基礎をなす国民主権原理を根拠として、すべての日本国民に保障される重要な基本的人権であることを看過した点

原判決は、本件各規定の憲法適合性の判断枠組みの決定に当たり、「被選挙権が憲法上保障される重要な権利であることを踏まえても」と述べるにとどまり（原判決26～27頁）、被選挙権の憲法上の性質に十分立ち入らないまま、本件各規定が選挙制度立法であることを理由に、立法裁量の限界を超えた場合に限り違憲とする緩やかな判断枠組みを採用した（原判決27頁）。

前述のとおり、日本国民はその地位と不可分の権利として選挙権と被選挙権の両方が「国民固有の権利」として保障される。原判決は、被選挙権行使は「一定期間の公的職務への従事」が伴うとして「憲法上の保障につき選挙権と被選挙権を同一視することはできない」（原判決29頁）とするが、「国民自らが上記の公務員に就任することができる機会を保障」（前掲高世最判解65～67頁）して初めて、国民主権原理に基づく統治行為の正統性が確保されるのであって、被選挙権の重要性は、公的職務への従事が伴うという事実をもって減じられるものではない。憲法適合性審査の基準を選挙権における場合よりも緩やかに設定することはできない。

### (2) 被選挙権侵害が、選挙権という重要な被侵害利益の侵害を惹起することを看過した点

控訴人らは、控訴理由書において、本件各規定の憲法適合性判断は厳格に行われるべきであることの根拠として、昭和43年最大判が、被選挙権の侵害は選挙権の侵害を惹起する点を指摘していることを主張した（23～24頁）。かかる主張を裏付ける根拠として、本件各規定が国民の選挙権をも侵害することについて、関沢修子「被選挙権の年齢要件をめぐる問題」辻村み

よ子編『憲法研究第17号』（信山社、2025年）180頁（甲B88）を参照して主張を補充する（以下引用はいずれも同論文）。

すなわち、被選挙権の年齢要件は「一定年齢層の候補者の不存在をもたらす…選挙権者としては自らの政治的意思を委ねる対象を限られた年齢の候補者から選ぶほかなく」なることになる。特に、「被選挙権者から一定年齢層が排除されることはそれと年齢の近い若年の有権者の選択に大きな影響を与える」。なぜなら、「仮に若者の関心をひく特有の課題や政策があったとしても、その実現を自身の年齢をはるかに上回る者に預けることを余儀なくされるのであれば、選挙権が十分に保障されているとは言い難いからである。また、若年者に限らず、「被選挙権者からの一定年齢層の排除は、全ての年齢の有権者の選挙権行使にも影響する」ため、候補者の年齢的な多様性が確保されることによってこそ「自由で公正な選挙の実現」が果たされる。

このように、被選挙権と選挙権は、「一方の保障が他方の保障に大きな意味をもつという意味において両者は『表裏一体』の関係にある。そのため、被選挙権侵害が選挙権侵害を惹起する点を踏まえると、「被選挙権年齢の憲法適合性を問うのであれば平成17年判決の枠組みを排除すべき理由はなく、「少なくとも…平成17年判決のような厳格な審査を必要とする」のである。

## 2 年齢要件が憲法44条但書にないこと等から広範な立法裁量を認めた原判決の誤り

控訴人らは、控訴理由書において、憲法15条3項の制定経緯から、憲法44条は年齢を含む被選挙権の資格範囲を立法裁量に広く委ねる趣旨の規定ではないことを主張した（控訴理由書15～17頁）。具体的には、憲法15条3項が極東委員会の要請を受け、連合国総司令部の申入れに応じて制定されたものであること、その要請の根拠である「日本の新憲法についての基本原則」

(甲B79)において、成年者による普通選挙は、その権威が選挙民に存することや完全に選挙民を代表する立法部を設けることが求められていたことなどから、その趣旨が民主主義の徹底にあることを主張した。以下では、これに加えて、憲法制定過程における極東委員会の位置付け及び、憲法15条3項とともに普通選挙制度を基礎付ける憲法44条の趣旨についての主張を補充する。

控訴理由書で既に主張したとおり、普通選挙制度を定めた憲法15条3項は、極東委員会の要請に基づき制定がされたものであった。この極東委員会とは、1945年12月26日のモスクワ外相会議を経て成立した「極東委員会及連合国対日理事会負託条項」に基づき設置された機関である。同委員会は「日本国が降伏条項に基づきその義務を遂行することにつき、準拠しなければならない政策、原則、および基準を作成する」ことをその主任務としており、「日本国の憲法構造…における根本的変革」を処理するいかなる指令も「極東委員会における協議(consultation)を経、かつその合意が達成されたときにのみ、発せられる」(甲B89:西修『日本国憲法成立過程の研究』(2004年、成文堂)19~20頁)ものとされ、日本国憲法の制定過程にも大きな影響力を有していた。

同委員会が1946年7月2日に全会一致で採択したものが「日本の新憲法についての基本原則」(甲B79)である。この政策決定は「アメリカ政府からマッカーサー元帥に指令として送付」され、マッカーサーは「日本人の採択する憲法がいかなるものであれ、このステートメントに定められてある諸原則に合致することを確保」しなければならなかった(甲B90:憲法調査会事務局『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(1961年)579頁)。

憲法15条3項は、このように日本国憲法の制定に大きな影響力を有した極東委員会の策定した基本原則に基づき、総司令部に対して申し入れがなされて草案された規定である。そこでは、「成年者による普通選挙」は、その権威が「選挙民または完全に選挙民を代表する立法機関に由来」とするとともに、「完

全に選挙民を代表する立法部」（甲B79）によって構成されるものでなければならぬとされ、国民主権及び民主主義の理念の徹底が趣旨とされたのである。

憲法第15条第3項とともに普通選挙原則を基礎付ける憲法第44条もまた、極東委員会の要請を受けて修正された規定である。現行の憲法44条には「普通選挙」の文言は規定されておらず、憲法制定過程における日本政府原案も同様であった。すなわち、今日の憲法44条の原型となった日本政府原案には「『ユニバーサル・アダルト・サフレーション』の条項がないから、それにあたるものとして『教育、財産又は収入』による差別の禁止」が追加された（前掲憲法調査会事務局編506頁）のである。このような制定経緯に照らせば、憲法44条の趣旨もまた、普通選挙制度の基礎にある国民主権や民主主義の原理にあると解される。

そして、国民主権と民主主義の徹底という趣旨に照らせば、憲法44条が「両議院の議員」と「選挙人」とを「及び」により併記しているにもかかわらず、被選挙権については年齢要件が同条但書に列挙されていないことなどを理由に両者を敢えて区別をして、「両議院の議員」の「資格」に相対的に広範な立法裁量が認められるとする解釈は採り得ない。むしろ、憲法第44条但書については、「列挙事由に限らず、選挙権及び被選挙権についての不合理な差別を禁じたもの」と解されており（甲B77：木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法〔第2版〕』日本評論社、2019年）、このような理解こそが同条の趣旨に合致する。

したがって、被選挙権の明文規定がないことや憲法第44条但書の非列挙事由であることを理由に、広範な立法裁量を認めることはできない。

### 3 小括

以上のとおり、原判決には、被選挙権が国民主権原理を根拠に国家統治の正

統性を担保する重要な基本的人権であること、また被選挙権の侵害が選挙権という重要な被侵害利益の侵害をも惹起することを踏まえず、その権利の性質を十分に考慮することなく、緩やかな憲法適合性判断の枠組みを定立した点において重大な誤りがある。

また、憲法第15条第3項及び第44条の趣旨はいずれも国民主権及び民主主義の原理に基づく普通選挙の徹底にあるから、被選挙権制限の場合についてのみ、憲法44条但書非列举事由等を根拠に広く立法裁量に委ねられていると解した原判決の解釈は誤っている。

### 第3 結語

以上に述べたとおり、憲法15条1項及び国民主権原理に照らせば、日本国民である控訴人らには被選挙権の保障が当然に及ぶ。また、被選挙権が国民主権原理に基づき、選挙権と表裏一体の関係にあるという権利の重要性等に照らせば、本件各規定の憲法適合性審査は、平成17年最大判に示された基準又はこれに類する厳格な審査基準によって行われなければならない。

以 上